

デジタル・ネットワーク時代の著作権制度 について

平成 28 年 2 月
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

I . これまでの議論の整理

1. 本委員会での関連する主な意見

＜デジタル・ネットワーク時代の著作権制度の必要性＞

【総論】

- ◆ デジタル・ネットワーク時代において、著作物を含む情報の使い方が多様化。著作権の権利制限や処理についても多様性があるべき。
- ◆ 国際的なビジネス競争力確保の中で、新しいアイデア、不確定なものを取り込んでいくための知恵を絞ることが重要。
- ◆ 社会的に公正な利用と考えられるものについては制度として確保され委縮しないようにすべき。公正には必ずしも私的、非商業的なものに限らず、パロディなど商業的利用も入り得る。

【何を進め、何を守るべきか】

- ◆ 法律が今の時代に合っていない点、新たなクリエイターが様々な形で出てきている点、国際的な競争への対応など、制度の柔軟性は必要。一方で、コンテンツが仕事そのものであるようなものは、しっかりと守られることが大事。
- ◆ 大量の情報がビッグデータとして取り込まれそこから何かを取り出すというサービスについて、多様なものが考えられる。また、大学や企業の研究活動など、ビジネスモデルや技術が固まってきて商売になる前段階について、ある程度自由に、イノベーティブな活動が出来る制度環境が重要。

【クリエイターの気持ちに応える仕組み】

- ◆ 特に古い作品だと、適切な説明があり創作者が安心できれば報酬さえ要らない場合もある。安心を与える事についても留意すべき。

1. 本委員会での関連する主な意見

<次世代の著作権制度のあり方>

【柔軟な権利制限規定】

(総論)

- ◆ 柔軟性を高めるということが、イコール米国型フェアユースをそのまま日本に取り入れるということではない。
- ◆ 日本では制度上できないことが米国でスタートし、日本市場でも既成事実化している。米国とできるだけ同じにするのがいい。
- ◆ 検索エンジンのような大きなビジネスが立ち上がった後で、その周辺で小さいビジネスをしても意味がない。既存の法制度で出来ることからかなり距離感のあることが出来るようにならないと、スタートアップの根源のエネルギーにならない。

(柔軟性を確保する際の視点)

- ◆ 個別ニーズ把握で個別権利制限規定を作って終わりということにならないようにしないといけない。ニーズを基にどのように抽象化するかが課題。
- ◆ 利用について、出力されるものは公益性、公共性の観点から少し大きく表示するケースも十分考えられる。表示の程度と、事業の公益性・公共性の観点は複合的。
- ◆ 軽微な利用は権利制限の対象とすると、複写のように軽微だが大量にある場合には逸失利益が膨大となる。一回当たりの利用の程度ではなく、事業全体での利用との関係で見べき。
- ◆ 許諾の仕組みが現に存在している場合には権利制限を受けにくいというのはいい知恵。権利者側に不安があるというのは許諾の仕組みが多いと思うし、整えるべき。

1. 本委員会での関連する主な意見

<次世代の著作権制度のあり方>

【報酬付の仕組み(拡大集中許諾、裁定制度の拡張、報酬請求権化等)】

(総論)

- ◆ 大量の著作物がありその処理が困難になっている。法律だけでなく多様な権利処理をする方法が必要。完全権利制限、報酬請求権、孤児著作物の裁定が現状あるが、裁定の一部民間委託、拡大集中管理、任意の作品登録制の導入といった案がありえる。
- ◆ 拡大集中許諾はライセンスなので排他権があり、対価を払わない人に対して差止請求ができる。そういう意味では、なお法定許諾、補償金、というのも注目されてしかるべき。

(拡大集中許諾について)

- ◆ 拡大集中許諾に対する注目は高いが、アウトサイダーの権利のライセンス・使用料収受の正当化根拠の問題はかねてから指摘されている。カバー率が低ければ低いほど正当性の問題は大きくなる。
- ◆ 「大多数の代表する団体」という要件が入っているのは、市場においてモデルとして安定しておりアウトサイダーに適用しても問題ないとの推定が働くため。一方で、孤児著作物はおよそ取引が行われないので、母数に含めるのか、何をもちって大多数というのか、要件として検討が必要。
- ◆ 拡大集中許諾の主体について、例えば権利者でない組織に委ねる、韓国のように著作権委員会というところに担わせるのも一つの方法。アウトサイダーについて集めた額は用途を厳格に規制する、国庫に帰属させるということもある。

2. パブリックコメントで寄せられた意見(概要)

「知的財産推進計画2016」の策定に向け、平成28年1月4日～29日にかけて広く意見募集を行ったところ、合計68件(うち法人・団体から33件)の意見があった。うち本議案に関連する意見をまとめた。

<柔軟な権利制限規定について>

【必要性に関する意見】

- ◆ 世界各地では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでおり、国際競争に勝つためには日本も同様かそれ以上の改革が必要。
- ◆ 著作権法は個別に権利制限の対象とする法改正を重ね、技術の進化に対応してきたが、必ずしもタイムリーに実現するとは限らない。
- ◆ TPPにおける著作権法の改正は権利者保護を強化するものであるが、著作権の保護と利用のバランスを取る上では、公正かつ市場で原著作物に与える影響の少ない利用について、より柔軟な権利制限規定を導入すべき。

【導入に対し慎重な意見】

- ◆ 「柔軟性の高い権利制限規定」は抽象的な条文にならざるを得ず、「居直り侵害者」や「思い込み侵害者」が増大する恐れがある。
- ◆ 柔軟な仕組みとして米国のフェアユース規定同様の制度が念頭に置かれているのであれば、フェアユースは米国著作権法上の特異な制度であり、日本の法制度とは本質的に不適合。
- ◆ 既に著作権管理事業者によるライセンススキームが存在する分野もある。また、制限規定を超えた利用については、新規ビジネス産業として定着しつつあるため、安易な導入は将来の市場の芽を摘むことになりかねない。

2. パブリックコメントで寄せられた意見(概要)

<円滑なライセンス体制の構築について>

- ◆ 著作権者や集中管理団体等が著作物の利用許諾を円滑に行うことができ、著作物の利用実績に応じた的確、かつ効率的に著作権者に還元される仕組みを作ることを優先して進めるべき。
- ◆ 権利保護と新規ビジネス創出等のニーズを適切に調和させるためには、許諾申請窓口の一元化、集中管理スキームによる対応、権利者不明著作物等の裁定制度の改善等、権利者と利用者間の民間レベルの協議が促進されるよう支援するための施策を検討することが適当。
- ◆ 音楽著作物の分野においては複数の著作権管理事業者が存在することにより、利用者にとって権利処理が煩雑化している。利用の円滑化を図るため、集中管理組織や管理著作物データの集約などの対策を講じるべき。

Ⅱ. 方向性について(案)

1. 基本的考え方

- デジタル・ネットワークの進展により著作物を含む情報の利用が一層多様化していく中、変化に対応するため、多様な政策手段を活用した柔軟な解決が図られる新たな著作権システムの構築が必要。
- 多様性・柔軟性を内包した著作権システムの内容としては、

- ① 権利制限や円滑なライセンスの仕組みなど、多様な政策手段を組み合わせることにより、柔軟な対応を可能とすること
- ② 権利制限規定について、適切な柔軟性を確保した規定を新たに導入することや報酬請求権の活用を検討すること
- ③ 円滑なライセンスの仕組みについて、登録制度の拡充、集中管理制度の拡充（拡大集中許諾を含む）、裁定制度の拡充等の検討を進めること

などが考えられる。

現状(イメージ)※

許諾(ライセンス)

- お金さえ払ってくれれば使ってもらっていい
 - 昔の著作物なので気にしていない
 - 非営利なら使ってもらっていい
 - お金を払うつもりはあるがどうしたらいいかわからない
- etc



権利制限(無許諾・無償)

※ 現行制度上も、上記2方策の中間的な仕組みとして法定許諾(裁定制度)や報酬請求権がある

考えられる方策(イメージ)

- 権利者からの個別許諾(登録制度の活用など)
- 集中管理団体による許諾
- **拡大集中許諾**

- 法定許諾(裁定制度の拡充など)
- 報酬請求権の活用

- **新たな柔軟性のある権利制限規定**
- 現行の権利制限規定

2. 権利制限規定の柔軟性の選択肢について

規定ぶりが限定的と
考えられる部分

	米国 フェア・ユース	英国 フェア・ディール リング	柔軟性を確保した 新たな権利制限規定について 提案があった方策(下記は一例)		【参考】既存の権利 制限規定の例	
			受け皿規定 (※1)	著作物の表現を享受 しない利用(C類型) (※2)	引用規定 (32条)	検索エンジン規 定(47条の6)
①利用行為 の目的や社 会的要請		一定の類型 の目的(研 究・批評・報 道・教育等) ※いずれも非 営利に限る	総合考慮 (著作物の性質 並びにその利用 の目的及びその 態様に照らし)	総合考慮 (著作物の種類 及び用途並びに その利用の目的 及び態様に照ら して)	報道、批評、 研究その他の 引用の目的上 正当な範囲内	送信可能化され た情報の送信元 識別符号の検索 等のため ※検索を業として 行う者に限定
②利用行為 の性質・態様	(総合考慮)		「第〇条から〇条ま での規定に掲げる行為 のほか、・・・やむを得な いと認められる場合」 「ただし著作権者の利 益を不当に害すること となる場合はこの限り でない。」	「著作物の表現を 知覚することを通 じてこれを享受す るための利用と は評価されない 利用」	引用は、公正 な慣行に合致 するもの・・・で なければなら ない	検索及びその結 果の提供を行う ために必要と認 められる限度
③民間での 取引の成立 可能性		(総合考慮)	総合考慮 (著作物の性質 並びにその利用 の目的及びその 態様に照らし)	総合考慮 (著作物の種類 及び用途並びに その利用の目的 及び態様に照ら して)	(無し)	ただし、・・・送信 可能化が著作権 を侵害するもの であることを知っ たときは、その後 は、・・・行っては ならない

※1 既存の個別制限規定と同視できる行為であって、既存の規定によってカバーされていない行為について「受け皿」として一般的な権利制限規定を設けるという考え方

※2 デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作権法が当初想定していたよりも広い範囲で権利が及びうる状態にあるといえるので、一定の要件の下で権利制限の対象として位置付けるべきという考え方

【参考】日米著作権法の権利制限規定

米国

個別の権利制限規定

- (例) 図書館等における複製(108条)
- 放送のための一時的固定(112条)
- コンピュータ・プログラム使用のための権利制限(117条)
- 建築著作物に対する著作権の限界(120条)
- 障害者のための複製権の制限(121条)

権利制限の一般規定(フェア・ユース規定)

- (1) 使用の目的および性格
 - (2) 著作物の性質
 - (3) 使用された部分の量および実質性
 - (4) 潜在的市場または価値に対する使用の影響
- の各要素を総合考慮して判断される。

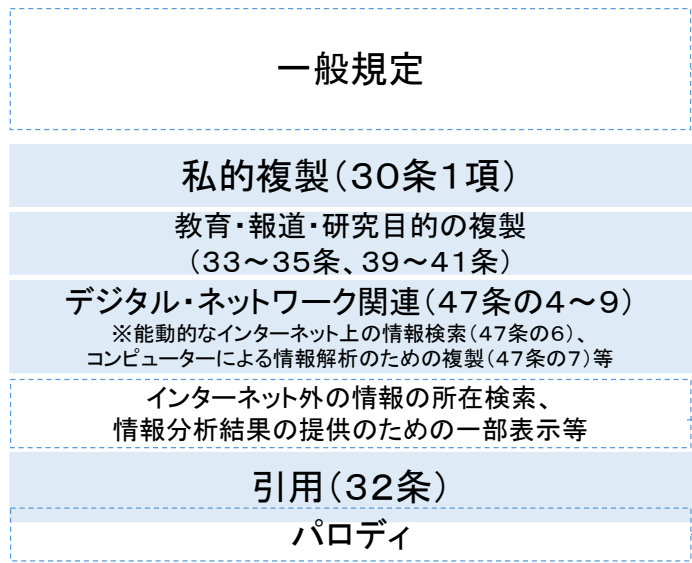
- (例) ◆ 私的複製
(ベータマックス事件等)
- ◆ 教育目的等の複製
- ◆ デジタル・ネットワーク関連
(パーフェクト10事件、GoogleBooks事件等)
- ◆ 引用
- ◆ パロディ
(プリティウーマン事件等)

※ 上記利用は一律にフェアユース該当性が肯定されているわけではない。これらには米国の地裁・高裁において肯定と判断されたものも含まれているほか、上記利用に関して否定された判例もある(パロディ等)

日本

個別の権利制限規定(30条～49条)

- (例) 図書館等における複製(31条)
- 放送事業者等による一時固定(44条)
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(47条の3)
- 公開の美術の著作物等の利用(46条)
- 障害者等のための複製等(37条、37条の2)



※ パロディのうち一部分は引用によって対応できない可能性

対応する規定なし

3. 円滑なライセンスの仕組みのあり方について

新たに導入が提案されている仕組み

制度		概要	制度の拡充または導入にあたっての課題
登録制度	現行の登録制度	<ul style="list-style-type: none"> 著作者名や第一発行年月日等を登録することにより、著作者や発行日等を推定 著作権の譲渡や質権の設定を登録することにより、権利の変動を第三者に対抗 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ライセンス円滑化が目的の制度ではないため、登録されている情報が限定的ではないか
	登録制度に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ライセンスにかかる探索コスト等の低減のため、登録内容を拡充(例えば、権利者や著作物の内容等) 登録のインセンティブの確保(例えば、侵害訴訟における依拠性が推定される等) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ライセンス円滑化のための登録制度を入れることの是非や、その制度設計のあり方についてどのように考えるべきか
集中管理制度	現行の集中管理制度	<ul style="list-style-type: none"> 集中管理団体と交渉して利用許諾を得ることで、当該団体の管理している著作物を包括的に利用することもできる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 集中管理団体の存在しない分野についてどのように団体の整備を促すか
	拡大集中許諾制度に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 大多数の著作権者を代表する集中管理団体と利用許諾を締結することで、当該団体に属さない著作権者まで許諾の効果を及ぼすことを認める制度 <p>→ 利用者にとって取引コストが低減する、孤児著作物の利用に資する、ことが期待される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 団体に属していない権利者にかかる使用料の徴収・分配を行うことの正当性をどう担保するか ➤ 同一分野に複数団体ある場合に、無所属の権利者はどう取り扱うか ➤ 使用料の徴収は事前か事後か ➤ 権利者が名乗り出ない場合、事前徴収した使用料の使途をどうすべきか
裁定制度	現行の裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> 権利者が不明で許諾が得られない場合に、権利者の探索及び補償金の供託を行うことを条件に文化庁長官の裁定をうけることで著作物が利用できる制度 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 権利者の探索コストをどのように低減させるか ➤ 供託金の支払いにつき、一律後払いとすることはどうか
	裁定制度に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 権利者の探索にかかるコストを低減させるため、裁定制度の仕組み拡充(例えば、権利者の探索を集中管理団体等の第三者が担う等) 供託金の後払化 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 供託金を後払いにした場合、利用者が破産等して支払いを受けられない場合をどうするか
報酬請求権の活用		<ul style="list-style-type: none"> 特定の利用目的・態様について、排他権(差止請求権等)を制限する一方で報酬請求権を付与する制度 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ どのような利用態様を報酬請求権化するのが妥当か